

紙おむつ支給のご案内

1. 事業内容

江東区では、在宅の方やおむつの持ち込みができる病院・施設等に入られている方を対象に、月に1回、ご自宅等へ紙おむつの配送を行います。

【支給方法】

月に1回、ご自宅等へ紙おむつを配送いたします。江東区内は配送料無料ですが、江東区外に配送を希望される場合は配送料が自己負担となります。(ご不在の場合は、原則玄関前に置いていきます)

【支給内容】

「高齢者紙おむつ支給事業のご案内」(紙おむつのカタログ)から、お選びください。

紙おむつの給付上限点数(75点)を超えた分につきましては、1点100円として自己負担となります。(紙おむつを受け取る際に、配送業者にお支払いください)

2. 対象となる方

下記の要件をすべて満たす方が対象です

① 江東区民で65歳以上である

② 要介護3・4・5の認定を受けている

ただし、以下のいずれかに該当する場合も対象とする

・ 重度認知症・疾病により排泄の意識がなく常時おむつの使用を必要とする方である

⇒常時おむつの使用を必要とすることが記載された医師の診断書が必要です。

診断書以外の名称の書類は受け付けません。

・ 病院に1ヶ月以上継続して入院している

③ 生活保護を受給していない

④ 介護保険適用(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院など)の施設に入所していない

⑤ 心身障害者紙おむつ支給事業を受けていない

⑥ 介護保険料段階第1～8段階であること

※1年以内に江東区へ転入された方は別途所得を証明する書類が必要になる場合があります。

詳しくは、申請前にお問い合わせください

3. 申請方法

【申請に必要な書類】 ①江東区高齢者紙おむつ等支給申請書 ②紙おむつ注文票

* 場合により必要な書類が異なりますので詳細は区にお問い合わせください。

【提出方法】 ・介護保険課在宅支援係(区役所3階4番)で書類記入・提出

・長寿サポートセンターで書類記入・提出

・区ホームページよりダウンロード後、郵送

4. その他

ご不明な点は、申請前に下記連絡先へお問い合わせください。

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

江東区役所 介護保険課在宅支援係 電話:03(3647)4319